

## 給付費過払分の返還を求める訴えを提起します

市が就労継続支援A型事業を営む事業者に対し支払った給付費の過払分の返還を求める訴状を、岐阜地方裁判所へ提出しました。

■訴えを提起した日 令和5年12月20日（水曜日）

■提訴の相手方 中津川市福岡1225番地1  
株式会社ライクサポート  
代表取締役 宮田 佳子

■事件名 不当利得返還請求事件

### ■事件の概要

- 株式会社ライクサポート（以下「甲」という。）は、就労継続支援A型事業を営む事業者であり、障がい者に対し就労継続支援の障害福祉サービスを提供した際には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市に対して訓練等給付費を請求することができます。市は、甲からの請求に対し平成29年2月サービス提供分から訓練等給付費を給付していました。
- 令和3年11月25日に岐阜県が甲に対する実地指導を行ったところ、平成30年3月から令和3年11月までの間、就労継続支援A型計画が未作成であり、その場合は訓練等給付費を減算して請求すべきところを減算しないまま請求していることが判明しました。訓練等給付費を再計算した結果、本来受給可能であった金額3,170万800円と実際に甲が受領した金額5,529万9,770円の差額2,359万8,970円が過払いとなりました。
- そこで、中津川市は甲に対し過払い金の返還を請求しましたが応じないため、令和5年5月に岐阜地方裁判所に対して国、県負担分1,769万9,228円を除いた市負担分589万9,742円の仮差押えの申し立てを行い、同年8月22日に仮差押命令が発出されました。その後甲の代表者及び代理人弁護士へ連絡を試みるも音信不通となったため、本訴を提起します。

お問い合わせ先

市民福祉部 社会福祉課 担当者：成瀬

電話：0573-66-1111（内線644）